

法令および定款に基づく インターネット開示事項

連結注記表 個別注記表

(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)

株式会社イトーキ

第65回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.itoki.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

連結注記表

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 19社

連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール㈱、富士リビング工業㈱、伊藤喜（蘇州）家具有限公司、㈱イトーキテクニカルサービス、㈱イトーキマーケットスペース、㈱イトーキ工務センター、㈱イトーキ大阪工務センター、㈱シマソービ、㈱イトーキ東光製作所、㈱イトーキ北海道、㈱ダルトン、㈱ダルトン工芸センター、不二パウダル㈱、㈱テクノパウダルトン、㈱ダルトンメンテナンス、㈱昭和化学機械工作所、イトーキマルイ工業㈱、三幸ファシリティーズ㈱、㈱エフエム・スタッフ

(2) 非連結子会社の数 8社

非連結子会社の名称

㈱エコ・ブランディング、㈱メディカル経営研究センター

他6社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 0社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（㈱エコ・ブランディング他7社）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち㈱ダルトン、㈱ダルトン工芸センター、不二パウダル㈱、㈱テクノパウダルトン、㈱ダルトンメンテナンス、㈱昭和化学機械工作所の決算日は平成26年9月30日、㈱イトーキ工務センターの決算日は平成26年11月30日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、(株)ダルトン、(株)ダルトン工芸センター、不二パウダ(株)、(株)テクノパウダルトン、(株)ダルトンメンテナンス、(株)昭和化学機械工作所については平成26年10月1日から平成26年12月31日まで、(株)イトーキ工務センターについては平成26年12月1日から平成26年12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、当連結会計年度より、連結子会社のうち決算日が11月30日でありました(株)シマソービ、(株)イトーキ北海道につきましては、決算日を12月31日に変更し連結決算日と同一となっております。なお、決算日変更に伴う平成25年12月1日から平成25年12月31日までの1ヶ月の損益は、利益剰余金の増減として調整しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度の末日の市場
価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原
価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく
原価法

（貸借対照表価額について
は収益性の低下に基づく簿
価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 8～50年
機械装置及び運搬具 4～17年
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量(有効期間3年)に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

- ④ 受注損失引当金
受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
 - ⑤ 製品保証引当金
納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。
 - ⑥ 債務保証損失引当金
関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。
 - ⑦ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。
 - ⑧ 製品自主回収関連損失引当金
当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
 - ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[会計方針の変更]

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が776百万円、退職給付に係る負債が6,636百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が841百万円減少し、少数株主持分が49百万円減少しております。

なお、1株当たり純資産額は、16円69銭減少しております。

[表示方法の変更]

(連結貸借対照表)

1. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました投資その他の資産の「敷金」及び「保険積立金」は、重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示することとしました。

なお、当連結会計年度の「敷金」は1,626百万円、「保険積立金」は3,643百万円であります。

2. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました流動負債の「未払費用」は、重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示することとしました。

なお、当連結会計年度の「未払費用」は2,821百万円であります。

3. 前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めていた「設備関係支払手形」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「設備関係支払手形」は83百万円であります。

4. 前連結会計年度において、独立掲記しておりました固定負債の「預り保証金」は、重要性が減少したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示することとしました。

なお、当連結会計年度の「預り保証金」は2,856百万円であります。

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却益」は3百万円であります。

2. 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、特別損失の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「固定資産売却損」は12百万円であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	50,252百万円
(2) 担保に供している資産	
定期預金	100百万円
有形固定資産	
建物及び構築物	1,017百万円
土地	2,186百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	12百万円
1年以内に返済する長期借入金	334百万円
長期借入金	1,105百万円
(3) 受取手形割引高	796百万円
(4) 偶発債務	
次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。	
Itoki (Thailand) Co., LTD.	73百万円
	(20百万タイバーツ)
(5) 連結会計年度末日満期手形	
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。	
受取手形	269百万円
支払手形	148百万円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	52,143,948	—	—	52,143,948
合計	52,143,948	—	—	52,143,948
自己株式				
普通株式	1,727,472	1,377	70	1,728,779
合計	1,727,472	1,377	70	1,728,779

- (注) 1. 自己株式数の増加 1,377株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
2. 自己株式数の減少 70株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年3月26日 定時株主総会	普通株式	655百万円	13円	平成25年12月31日	平成26年3月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月25日 定時株主総会	普通株式	655百万円	13円	平成26年12月31日	平成27年3月26日

[金融商品に関する注記]

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引については、外貨建金銭債務の為替変動リスクを回避することを目的とした為替予約取引と借入金に係る支払金利の変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	21,211	21,211	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,965	25,965	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	5,601	5,604	2
(4) 支払手形及び買掛金	13,151	13,151	—
(5) 電子記録債務	5,224	5,224	—
(6) 短期借入金	8,432	8,432	—
(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）	5,561	5,571	9
(8) デリバティブ取引	—	36	36

(注) 1. 金融商品の時価の算定並びに有価証券及びデリバティブに関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 電子記録債務、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関等から提示された価格によっております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(7)参照)

2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,076百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが困難と認められるため「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 825円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 42円86銭 |

[企業結合等に関する注記]

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及び事業内容

名 称： (株)イトーキ工務センター

事業の内容： オフィスの室内営繕工事施工、オフィスレイアウト施工監理

- (2) 企業結合日

平成26年8月7日及び平成26年9月30日

- (3) 企業結合の法的形式

連結子会社による自己株式の取得

- (4) 結合後企業の名称

変更ありません。

- (5) その他取引の概要に関する事項

資本関係をより強固なものとするため、少数株主が保有する株式を買取したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、少数株主との取引として処理しております。

3. 実施した会計処理の概要

- (1) 取得原価及びその内訳

取得の対価 現金及び預金 260百万円

取得原価 260百万円

- (2) 負ののれん発生益及び発生原因

負ののれん発生益 221百万円

発生原因 少数株主から取得した子会社株式の取得原価が減少する少数株主持分の額を下回っていたことによるものです。

[重要な後発事象に関する注記]

1. 株式交換による完全子会社化

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、新日本システック株式会社（以下、「新日本システック」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、新日本システックにおける平成27年3月6日開催予定の臨時株主総会での本株式交換の承認を条件としております。また、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議を得ずに本株式交換を行う予定です。

(1) 本株式交換の目的

新日本システックは、1976年の創業以来、独立系のシステム開発会社として「信頼とノウハウ」をスローガンに掲げ、多くのお客様へ信頼できるソフトウェアを提供しております。また、ソフトウェア開発・保守・運用ツールとして、自社ブランドの「SYSシリーズ」をはじめ、各種ソリューションの提供も行っております。

当社の主力分野であるオフィス空間では、作業効率やコミュニケーションを高めていくソリューションとして、ICTが必要不可欠となっており、今後さらにその重要性が高まってくるものと考えております。本株式交換により新日本システックが当社グループとなることにより、同社がこれまでシステム開発会社として培ってきた開発力やそのノウハウを、今後の当社の事業戦略を展開するうえで有効に活用することができるのと同時に、当社との連携を強化することによって、新日本システックの事業拡大にもつながるものと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成27年2月13日
株式交換契約締結（両社）	平成27年2月13日
株式交換承認臨時株主総会（新日本システック）	平成27年3月6日（予定）
株式交換効力発生日	平成27年3月26日（予定）

② 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、新日本システックを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社につきましては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会の承認を得ることなく行い、新日本システックにつきましては、平成27年3月6日に開催予定の臨時株主総会にて承認を得たうえで行う予定です。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社イトーキ (株式交換完全親会社)	新日本システック株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	4.44

(a) 株式割当て比率

新日本システック普通株式1株に対して、当社普通株式4.44株を割当てて交付します。

(b) 株式交換により交付する株式

当社普通株式631,057株を交付する予定です。なお、交付する当社普通株式には当社が保有する自己株式を充当し、新株式の発行は行わない予定です。

④ 本株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い該当事項はありません。

(3) 本株式交換により完全子会社となる会社の概要

(1) 名称	新日本システック株式会社	
(2) 本店の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目2番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社主 奥村 利夫 代表取締役社長 櫻井 康二	
(4) 事業の内容	各種システムの開発	
(5) 資本金の額	100 百万円	
(6) 財政状態及び経営成績(平成26年3月期(単体))		
a 純資産	280 百万円	
b 総資産	419 百万円	
c 売上高	668 百万円	
d 当期純利益	25 百万円	

(4) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)における「取得」に該当し、当社を取得企業とするパーチェス法を適用する予定です。

2. 自己株式の取得

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり自己株式の取得を実施いたしました。

(1) 理由

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 取得する株式の種類

当社普通株式

(3) 取得する株式の数

800,000株(上限)

(4) 株式取得価額の総額

464百万円(上限)

(5) 取得日

平成27年2月16日

(6) 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による取得

(7) その他

上記、自己株式立会外買付取引による買付けの結果、当社普通株式667,100株(取得価額386百万円)を取得いたしました。

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等
に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入
法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

商品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切
り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
（建物附属設備を除く）については、定額法を採用
しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 11～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販
売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用
のソフトウェアについては、社内における利用可
能期間（5年）に基づく定額法を採用しておりま
す。

- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることのできるものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑦ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引、借入金利息

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。また、金利スワップについては、変動金利による資金調達の変動コストの固定化、ないしは金利の低減化を図る目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の為替変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。また、金利スワップについては金利スワップの特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました投資その他の資産の「入会金」は、重要性が減少したため、当事業年度より「その他」に含めて表示することとしました。

なお、当事業年度の「入会金」は381百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、特別利益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「固定資産売却益」は2百万円であります。

[貸借対照表に関する注記]

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,148百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務
- | | |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 2,112百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 511百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 2,532百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 46百万円 |
- (3) 偶発債務
- 次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
- | | |
|----------------------------|---|
| 伊藤喜（蘇州）家具有限公司 | 562百万円
(29百万円)
285百万円
(2百万米ドル) |
| Itoki (Thailand) Co., LTD. | 73百万円
(20百万タイバーツ) |
- (4) 受取手形割引高 200百万円
- (5) 期末日満期手形
- 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
- なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。
- 受取手形 258百万円

[損益計算書に関する注記]

- 関係会社との取引高
- | | |
|------------|-----------|
| 売上高 | 2,950百万円 |
| 仕入高 | 12,646百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 459百万円 |

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	1,727,472	1,377	70	1,728,779
合計	1,727,472	1,377	70	1,728,779

- (注) 1. 自己株式数の増加 1,377株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
2. 自己株式数の減少 70株は、単元未満株式の売渡請求によるものであります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

貸倒引当金繰入超過額	260百万円
賞与引当金	350百万円
受注損失引当金	62百万円
たな卸資産評価減	41百万円
未払事業税	22百万円
未払事業所税	19百万円
その他	28百万円
小計	784百万円
評価性引当額	△784百万円
計	－百万円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	1,242百万円
投資有価証券評価損	895百万円
貸倒引当金繰入超過額	324百万円
繰越欠損金	788百万円
その他	365百万円
小計	3,616百万円
評価性引当額	△3,616百万円
計	－百万円

繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△387百万円
その他有価証券評価差額金	△459百万円
その他	△3百万円
計	△850百万円

(注) 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.0%から35.6%となりました。

この税率変更による影響額は軽微であります。

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
	百万円	百万円	百万円
ソフトウェア	664	473	191
合計	664	473	191

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	72百万円
1年超	129百万円
合計	201百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	山田百合子	当社代表取締役会長山田匡通の配偶者	(被所有) 直接 0.5%	土地の賃貸(注2)	1百万円	—	—
	(株) 璃理代表取締役社長 山田百合子	山田百合子の資産管理会社	—	家屋の賃貸(注2)	10百万円	敷金	6百万円
	伊藤裕子	当社代表取締役会長山田匡通の義母	(被所有) 直接 1.8%	家屋の賃貸(注2)	26百万円	敷金	22百万円
	伊藤文子	当社代表取締役会長山田匡通の義妹	(被所有) 直接 1.0%	土地・家屋の賃貸(注2)	12百万円	敷金	6百万円

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。
 2. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)イトーキ東光製作所	70百万円	鉄扉、貸金庫等の製造	(所有) 直接 84.4%	—	仕入先	資金の付	1,070百万円	短期貸付金(注1)	558百万円
							貸付金の回収	1,340百万円	長期貸付金(注1)	511百万円
							利息の受(注2)	17百万円	流動資産その他(未収利息)	0百万円

- (注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として206百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は604百万円であります。
 2. 貸付金利息については市場金利を参考にして、双方の協議で調整し決定しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- (1) 1株当たり純資産額 762円31銭
 (2) 1株当たり当期純利益 32円35銭

[重要な後発事象に関する注記]

1. 株式交換による完全子会社化

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、当社を完全親会社とし、新日本システック株式会社（以下、「新日本システック」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

本株式交換は、新日本システックにおける平成27年3月6日開催予定の臨時株主総会での本株式交換の承認を条件としております。また、当社は、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議を得ずに本株式交換を行う予定です。

(1) 本株式交換の目的

新日本システックは、1976年の創業以来、独立系のシステム開発会社として「信頼とノウハウ」をスローガンに掲げ、多くのお客様へ信頼できるソフトウェアを提供しております。また、ソフトウェア開発・保守・運用ツールとして、自社ブランドの「SYSシリーズ」をはじめ、各種ソリューションの提供も行っております。

当社の主力分野であるオフィス空間では、作業効率やコミュニケーションを高めていくソリューションとして、ICTが必要不可欠となっており、今後さらにその重要性が高まっていくものと考えております。本株式交換により新日本システックが当社グループとなることにより、同社がこれまでシステム開発会社として培ってきた開発力やそのノウハウを、今後の当社の事業戦略を展開するうえで有効に活用することができるとともに、当社との連携を強化することによって、新日本システックの事業拡大にもつながるものと考えております。

(2) 本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会（両社）	平成27年2月13日
株式交換契約締結（両社）	平成27年2月13日
株式交換承認臨時株主総会（新日本システック）	平成27年3月6日（予定）
株式交換効力発生日	平成27年3月26日（予定）

② 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、新日本システックを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社につきましては、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、当社の株主総会の承認を得ることなく行い、新日本システックにつきましては、平成27年3月6日に開催予定の臨時株主総会にて承認を得たうえで行う予定です。

③ 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社イトーキ (株式交換完全親会社)	新日本システック株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換比率	1	4.44

(a) 株式割当て比率

新日本システック普通株式1株に対して、当社普通株式4.44株を割当てて交付します。

(b) 株式交換により交付する株式

当社普通株式631,057株を交付する予定です。なお、交付する当社普通株式には当社が保有する自己株式を充当し、新株式の発行は行わない予定です。

④ 本株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い
該当事項はありません。

(3) 本株式交換により完全子会社となる会社の概要

(1) 名称	新日本システック株式会社	
(2) 本店の所在地	東京都中央区東日本橋一丁目2番6号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社主 奥村 利夫 代表取締役社長 櫻井 康二	
(4) 事業の内容	各種システムの開発	
(5) 資本金の額	100 百万円	
(6) 財政状態及び経営成績(平成26年3月期(単体))		
a 純資産	280 百万円	
b 総資産	419 百万円	
c 売上高	668 百万円	
d 当期純利益	25 百万円	

(4) 会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)における「取得」に該当し、当社を取得企業とするパーチェス法を適用する予定です。

2. 自己株式の取得

当社は、平成27年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、以下のとおり自己株式の取得を実施いたしました。

(1) 理由

経営環境の変化に柔軟に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 取得する株式の種類

当社普通株式

(3) 取得する株式の数

800,000株(上限)

(4) 株式取得価額の総額

464百万円(上限)

(5) 取得日

平成27年2月16日

(6) 取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得

(7) その他

上記、自己株式立会外買付取引による買付けの結果、当社普通株式667,100株(取得価額386百万円)を取得いたしました。